

# 出雲市男女共同参画のまちづくりについて

## 答 申 書

平成17年(2005)11月18日

出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会

## 目 次

はじめに	……P.1
第1章 出雲市における取組み	……P.2
1 合併前の経緯と現状	……P.2
2 市民意識調査結果から	……P.3
3 地区公聴会を開催して	……P.4
第2章 男女共同参画社会の実現を目指した基本的考え方	……P.4
第3章 条例に盛り込まれるべき内容	……P.5
1 基本理念	……P.6
2 基本施策	……P.7
(1)行動計画の策定及び報告	
(2)積極的な啓発活動の推進	
(3)家庭における取組み	
(4)地域における取組み	
(5)職場における取組み	
(6)教育現場における取組み	
(7)男女間の暴力等をなくす取組み	
(8)拠点施設関係の充実	
3 その他	……P.10
(1)市民からの苦情対応	
(2)積極的改善措置(ポジティブアクション)	
(3)市の責務の明記	
(4)推進体制	
終わりに	……P.11
《資料》	……P.12
諮問書	……P.13
出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会委員名簿	……P.14
懇話会等の開催状況	……P.15

## 答 申 書

### はじめに

出雲市は平成 17 年(2005)3 月 22 日に、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の 2 市 4 町が合併して新出雲市が誕生しました。それまでの男女共同参画社会実現に向けた取組みは、平成 12 年(2000)3 月に全国に先駆けて自治体初の男女共同参画に係る条例「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」が制定された出雲市や、平成 14 年(2002)3 月に同条例(平田市男女共同参画基本条例)が制定された平田市をはじめ、それぞれの地域で特色ある取組が行われてきました。

当懇話会は、出雲市長から、新出雲市の男女共同参画を推進していく上で基本となる新たな条例のあり方について諮問を受け、まず、旧市町の取組みについて情報交換を行うとともに、今年 5 月に新出雲市男女共同参画推進委員会から提出された「出雲市男女共同参画のまちづくりについて(意見書)」等を参考に、取組みの概要について共通認識を持ちました。

次に、より効果的に市民の幅広い意見を集約する手法を検討するとともに、懇話会の場を一般公開とし、インターネット等でも市民の意見を求めることとしました。

その結果、無作為抽出により市民 2,000 人を対象とするアンケート調査(「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」)を実施し、さらに、その調査結果の概要と啓発ビデオをもとに、市内 7 ヶ所で公聴会(「男女共同参画のまちづくり公聴会」)を開催し、一般参加約 300 人の市民から直接、意見を伺いました。

この意見の集約作業をとおして、男女共同参画基本法が制定され 5 年を経た今日も、なお性別による問題が実在することや、生活の多様化によるところに様々な市民意識があり、中には、男女共同参画に対する誤った認識もみられることを実感しました。そして、家庭、地域、職場、教育現場の各分野で男女間の不平等が依然として存在している現状を踏まえ、今後よりよい出雲市をつくっていくにはどうすればいいかを検討し、人権尊重を基本に据えた課題の柱立てを行いました。

この答申書は、幅広い市民の意見を参考にしながら、市民総結集のまちづくりに向けた新条例のあり方について、5 回の協議を重ね取りまとめたものです。

男女共同参画社会を進めることにより、男性も女性も、子どもから高齢者まで、のびのびと自分らしく生活できるようなまちづくりが進むよう期待するとともに、その指針を示す新たな条例がよりよい内容で制定されるよう、以下のとおり答申いたします。

## 第1章.出雲市における取組み

### 1. 合併前の経緯と現状

#### 条例及び行動計画、関係施設について

昭和50年(1975)の国際婦人年や昭和54年の国連における女性差別撤廃条約の採択など、世界の動きの中で国の法整備も逐次進められ、市民の動きと相まって市内でも各施策の取組みが始まりました。

具体的な取組みとしては、働く女性等の能力の向上と福祉の増進を目的に昭和57年(1982)に平田ふれんどりーハウスが県内で最初に設置され、昭和61年(1986)には出雲市働く婦人の家が、平成7年(1995)には多伎女性研修館が設置されました。

また、この年に開催された北京会議を契機として、市民団体の動きも活発になり、講演会やアンケート調査、地区フォーラムが開催されたことから、市民の意識も高まり、行政を動かしていきました。平成8年(1996)には、出雲市女性センターが女性センターとしては県内で最初に設置され、市民を対象とした啓発活動などの積極的な展開が始まりました。

この年には、「湖陵町女性模擬議会」の開催や「大社町輝く女性20人委員会」の設置、「出雲市青年男女のための共同参画セミナー」が開催され、行政と住民が一緒になった男女共同参画の取組みが進められてきました。

そして、平成11年(1999)3月の「大社町男女共同参画計画」の策定を皮切りに、出雲市、平田市であいついで条例の制定や行動計画の策定がされました。

#### 施策の現状について

こうした条例及び行動計画に基づき、様々な講座や講演会、地域における意見交換会などが開催され、広報紙での啓発活動や教育現場においての男女平等の教育も行われてきました。しかしながら、条例・行動計画の有無や方針の違いにより、旧市町それぞれの取組みには温度差があり、各地域における意識や考え方に違いがあるのが現状です。

また、啓発活動を行う一方で、特に、働く女性を中心とした政策の推進が図られてきました。

仕事と育児の両立を支援する制度としては、まず、児童福祉施設として、保育所の充実が図られてきました。通常の保育に加え、障害者保育、延長保育、一時保育を行う保育所が増えつつあり、さらに一部では、長時間の延長保育、夜間保育、病後時保育も実施されるようになりました。また、放課後(昼間)家庭に保護者が不在となっている児童の受け入れを行う児童クラブは、現在22の小学校で、27クラブが活動を行っています。このほか、一時的な保育の需要に対応するファミリーサポートセンターを市内に2箇所設置し、特に共働き家庭を支援する制度として、利用者は増加傾向にあります。

高齢化社会が進む中、介護に対する負担軽減や高齢者等の自立支援についても取り組み、デイサービスや緊急通報システム、福祉バス運行など、在宅介護を支援するための各種事業が実施されています。年々、介護保険サービス利用者も増加傾向にあり、

高齢者及びその家族がともに、いきいきとゆとりをもって生活できるよう、一層の支援策の充実が求められています。また、高齢者の就労対策・生きがい対策を行っているシルバー人材センターでは、平成 17 年(2005)4 月現在約 1,000 人の会員が登録し、活動しています。

一方、農林水産業や商工業の事業主を対象とした家庭と仕事の両立支援施策は、具体的な取組みは行われておらず、市広報紙へ関係記事の掲載など、啓発のみに留まっているのが実情です。

また、政策決定の場への女性の参画に関しては、平成 17 年(2005)4 月現在で審議会等への女性登用率等が 26.6%であり、県(36.8%)、国(28.8%)と比べても低い数字です。これは、旧出雲市の前年度の参画率(28.4%)と比べても低く、市町合併前の旧平田市、佐田、多伎、湖陵、大社町の参画率が低かったことと、合併時に女性の割合が多い審議会等が解散されたことが原因と考えられ、活力あるまちづくりを進めるためにも、より積極的な女性の参画が必要と考えられます。

人権擁護関係として、平成 13 年(2001)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定に伴い、より身近な女性相談窓口として、平成 16 年(2004)から、市女性センターで電話相談(平日)とドメスティックバイオレンス(DV)等専門相談(月 1 回)窓口が開設されています。見過ごされがちであった家庭内での暴力(DV)が犯罪であるとの認識が徐々に浸透するのに伴い、相談件数は増加傾向にあります。さらに、平成 17 年度(2005)からは、旧平田市で行っていた女性弁護士相談が、引き続き隔月で市女性センターにおいて実施されています。

また、男女雇用機会均等法におけるセクシュアルハラスメントの防止対策については、事業主等に対して実施が義務付けられ、育児・介護休業法では男性も休業取得を申し出ることができますが、これらについては国の関係機関が主として取組み、旧市町レベルでの事業実施はほとんど行われておらず、その実態も把握されていない状況です。

## 2. 市民意識調査結果から

出雲市では、男女平等に関する住民の生活実態と意識、要望等を把握し、条例制定及び行動計画策定にあたっての基礎資料とするため、本年 8 月に、市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人を対象に「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を行い、863 人から回答を得ました。(回収率 43.2%) 詳細は別添資料参照

“男は仕事、女は家庭”という考え方については、前回(平成 14 年度)調査と比べ反対する割合が高くなるなど、前進面もあるものの、現実的には性別による役割分担意識は根強く残っており、また、さまざまな分野において男女の格差や不平等感が存在することが、具体的に示される結果となりました。

「家事、子育て、地域活動などは、男女に関わらずできる者がすればよい」では 86.9%が賛成意見であるものの、現状としては、家事や子育て、介護等について、女性に対する負担が大きいことがうかがえる結果でした。

また、旧出雲市に比べ、その他の地域のほうが性別による固定的な役割意識が強い傾向にありました。

女性の社会参画を支援するための方策として、支援制度の充実や啓発の推進など、行政に対する期待も大きい状況です。

一方で、女性の社会参画に対する意識が低い(消極的な)傾向があり、こうした意識を高める必要もあると思われます。

### 3. 地区公聴会を開催して

男女共同参画社会についての市民の皆さんの意見や現状について、直接各地域に出かけて意見交換を行う地区公聴会を開催しました。会場は旧出雲市で2ヶ所、旧出雲市以外の旧市町単位で1ヶ所ずつ、計7ヶ所で開催し、一般248人の参加があり、市民意識調査での報告(一部)や啓発ビデオの視聴をもとに、男女共同参画に対する考え方、現状等について話を聞き、男性と女性がともに住みやすいまちづくりを進めるにはどうすればいいのかについて、意見交換を行いました。詳細は別添資料参照

家庭内では、若い年代は、性別にこだわることなくお互いが助け合っているとの意見が多く聞かれました。一方で、年配者の世代での意識改革には、時間がかかるだろうという意見が多くありました。

地域においては、女性の役員等への登用に取組み、徐々に意識改革が行われつつある地域もあれば、依然として古い慣習やしきたりが残り、女性の地域社会への参画が進まない地域など様々でした。中には、地区での清掃活動など労働作業に、参加できない、または、女性しか出られない家庭は、労役の負担金を支払う制度の残っている地域もあるようです。

一方で、女性の社会進出を促す男女共同参画の推進政策が、少子化を進行させると懸念する意見もありました。共働き家庭の増加、核家族化といった社会情勢の変化や、生活不安の問題等、少子化を招く原因は多くありますが、男女共同参画の推進は、こうした子育てを行う家庭を支援するものであり、少子化を進行させるものではないという正しい認識を周知していく必要があります。

職場に関しては、仕事と家庭(特に子育て)との両立を支援するための取組みを重視する意見が多く出されました。これについては、事業主や管理職の理解が不可欠であり、安心して子育てをしながら働くことができるような制度、職場環境づくりが必要です。

また、公聴会参加者は比較的高齢者が多く、自分の家庭を振り返っての意見が多数で、地域や職場などにおける社会政策としての男女共同参画の推進について、認識している参加者は少なかったように感じられました。

全般として、地区公聴会への若い世代の参加者が少なく、意見についても偏りがあったように思います。こうした会にも参加しない、意識を持っていない人たちに対する啓発・意識改革がこれからの課題です。

## 第2章 男女共同参画社会の実現を目指した基本的考え方

日本国憲法においては、人は法の下での平等を保障され、個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれています。平成11年(1999)に公布された男女共同参画基本法では、21世紀の最重要課題として「男女共同参画社会の実現」が位置付けられ、

男女平等に向けた様々な取組みが進められてきました。出雲市でも旧市町で、条例制定や各種施策が前述のとおり行われてきましたが、性別によって女性と男性の役割を固定化する意識は依然として存在しており、家事、育児、介護における女性の負担は大きく、女性の社会参加についても思うように進んでいないのが現状です。

特に出雲地方は、横並び意識が強く、個性が強いのを嫌うといった傾向がみられ、市民からも封建的な地域性が残っているとの意見が多数寄せられました。

しかし、私たちを取り巻く環境は、家族形態の多様化、少子高齢化の進展、地域社会の変貌など急速に変化しており、従来の考え方では対応が難しくなっています。より住みやすい魅力あるまちづくりを進めるには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現に向けた具体的な取組みが必要です。

また、「昔はよかった」や「少子化の進行原因」など、男女共同参画の本来の趣旨から外れた意見や、「行き過ぎた男女共同参画」等の基本法を否定する考えもみられます。

今、男女平等と男女共同参画についての誤解を正し、家庭や企業支援等の施策の具体化とともに、市の責務と、市民と行政の協働を明確にすることが重要です。そして、憲法や基本法の趣旨を正しく市民に伝えていくためにも、男女共同参画社会の実現を社会全体の課題として捉え、より一層の啓発と施策展開を行う必要があります。

出雲市としては、旧市町で条例や関係計画が果たした役割や実績を踏まえ、「女性差別撤廃条約採択」(国連 1979)や「北京宣言採択」(第4回世界女性会議 1995)など、世界の動きと基本法や県条例との整合性を図りながら、この出雲地方の現状と特性を捉えた新しい条例を制定し、新市が一体となった取組みを早急に行う必要があります。

### 第3章 条例に盛り込まれるべき内容

男女の平等は人権の問題であり、差別の是正や平等の実現は、個人の意識だけでは達成できません。男女共同参画社会の実現を目指した基本的な考え方のもと、基本理念を明確に定め、男女共同参画の各施策を総合的に推進し、家庭、地域、職場、教育現場等において互いの特性と能力を認めながら責任を分かちあえる環境づくりを行うことが重要です。

家庭や地域の中では、女性の社会進出に批判的な見方や、生物学的な性別と社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)とを混同し、間違った認識もみられます。この条例制定を契機として、各種施策を市民全体に分かりやすい言葉で表現し、広く市民に浸透する啓発事業を一層積極的に取組む必要があります。

特に、若年層は、社会活動への参加も少ないことから、地域の後継者育成として、自ら進んで社会参加していくことの大切さについての啓発を行い、身近なところから男女共同参画についても認識を深めていくことが求められます。一方、高齢者についても、誤った理解や固定的な意識が多くみられることから、身近な悩みや疑問を話し合う場の設定など、少しずつでも地域をいい方向に変えていく働きかけが必要です。

このためには、家庭、地域、職場、教育現場、そして行政が一体となった取組みが不可欠です。

## 1. 基本理念

### お互いの人権を尊重し、性別による差別を受けない

『個人の尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の人権が尊重されること』

\* 「男尊女卑」といった女性差別問題が依然としてみられる中、人権尊重を基本理念の根本に据える必要があります。

### 多様な生き方を認め合う

『固定的な性別役割分担意識を強制されることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会における制度や慣習については、できるかぎり配慮すること』

\* 意識調査の「社会通念・慣習・しきたり」の項目で特に女性の不平等感が著しい状況です。性別により役割を固定するのではなく、自らの意志で選択できる社会をつくっていく必要があります。

### 社会のあらゆる場で、個性と能力を発揮できる機会の確保

『男女が社会の対等な構成員として市における政策または事業者における方針などの様々な分野における立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること』

\* 審議会等の参画率は、女性の割合が総じて少ない傾向にある。職場や審議会等をはじめとして、男女がともに働きやすく、暮らしやすい活気あるまちづくりにつなげていくためには、職員の採用や登用、委員の選出にあたって、積極的改善措置(ポジティブアクション)を進める必要があります。

### 家庭と職業生活の両立ができ、あらゆる場に対等な立場で参画し、責任を分かち合う

『男女が、家族及び社会で責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと』

\* 今日の少子化対策を進めるうえでも、家庭と仕事の両立支援が急務であり、この理念を基本において環境整備を一層進める必要があります。

### 妊娠・出産など、性と生殖に関する自己決定の尊重

『男女が、互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること』

\* 特に妊娠・出産は、女性自身の意志が大切にされ、自己決定する権利があり、男女が互いにその生物学的な性差を理解・尊重する必要があります。

### ドメスティックバイオレンス(DV)等の根絶

『男女間の暴力が根絶されること』

\* DV 被害や相談件数が年々増加傾向にあり、DV は犯罪となるような行為をも含む



最も重大な配偶者に対する人権侵害であり、また、子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。ストレス社会といわれる今日、男女共同参画社会の実現にあたっての基本理念にDVの根絶を明記する必要があります。

### 国際的な男女平等への配慮

『国際社会における取組みを協調して行うこと』

\*日本と外国の文化、風習の違いを認識し、国際的な視野にたって考えることが大切です。先進的な国際的取組みについては、逐次情報を入手し、市の動き、国の動き、世界の動きと同時にそれぞれの文化や制度の違いを受けとめ、広い視野で男女共同参画を推進していく必要があります。

## 2. 基本施策

男女共同参画の施策は、出雲地方の古いしきたりや慣習の中で、不平等を感じながらも生活している市民の立場にたって考えなければなりません。特に、地域においてどのように進めるか、市民生活への具体的な効果は何なのかを念頭におき、施策の推進がスムーズに行われるように基本施策を組み立てる必要があります。

この男女共同参画の施策が市民への支援策としてどう位置づけられるのかを具体的に示し、市民と行政が協働で取組む中で「より住みやすいまち」を築いていくという視点が不可欠です。

また、少子高齢化等への支援施策などの推進については、家庭、地域、職場、教育現場において人権尊重等の基本理念を根底に置き、社会参加の意義の啓発や情報発信を行い、市民誰もが進んで参画できる開かれた体制のもと、環境整備やそれをサポートする行政の支援体制を構築する必要があります。

### (1) 行動計画の策定及び報告

『市長は、男女共同参画社会の実現のため、出雲市の現状をふまえ、重点課題を明確化にした総合的な行動計画を策定すること。また、策定にあたっては、市民の意見が十分に反映されるよう、配慮すること』

\*具体的な施策展開にあたっては、項目ごとに子どもから大人まで誰でも理解できる、テーマを掲げ、分かりやすい表記で、市民と行政が一体となった取組みを促す必要があります。

### (2) 積極的な啓発活動の推進

『ジェンダーによる差別を明らかにして、家庭、地域、職場、教育現場の制度や慣習の見直しを働きかけるとともに、意識改革を行うこと』

\*男性が家事、育児等を行っていた場合、それを異端視する傾向が依然見られます。また、旧市町によっては、条例や行動計画等が制定されていたにも関わらず、そのことを知らない市民や、意識が全く無い人、間違った認識の人も見られます。このように一般市民への理解がまだ不十分な中であって、基本的な研修会を継続的にを行い、正しい認識を促す必要があります。また、性別、年代、地域、職域により、そ

の認識に差があることから、啓発の方法を工夫する必要があります。例えば、市民誰でもわかる標語を掲げたり、旧出雲市の公民館単位に設けられた「男女共同参画協力員」のような具体的な取組み事例を広報紙で紹介していくなど、先ず、「気付く」そして、一緒になって「行動」する方向へ市民意識の流れを変えていく必要があります。

### (3) 家庭における取組み

『市は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等家庭生活における活動、就業その他の社会生活で対等に参画できるよう支援すること』

\* 基本理念に基づく家庭における役割の重要性や、「愛情豊かに子どもを育てる」といった子どもへの家庭教育での配慮が必要です。また、家庭での「子どものしつけや教育」については、家庭の教育力が低下傾向にあります。家庭の役割についての啓発や子育て支援などの環境整備を図っていくとともに、家庭における介護の問題も男女共同参画を進める上で重要な課題として取組む必要があります。

### (4) 地域における取組み

『市は、地域の社会通念や慣習等に対する意識啓発を行い、地域住民が主体となった住みやすい環境づくりを支援すること』

\* 社会通念・慣習等での不平等意識は高く、地域によっては依然として男女共同参画についての取組みを「好きな人がするだろう」、「周囲から何を批判されるかわからない」などといった意識もみられます。女性は、積極性、自立性が少ない傾向にあり、また、高齢者は固定的な考えが強い傾向にあります。地域の良い文化や伝統、慣習は尊重しながら、意識改革を図り、より住みやすい環境づくりを行う必要があります。

### (5) 職場における取組み

『市は、男女が家庭生活と職業生活の両立ができるように支援すること。また、男女共同参画を積極的に進めようとする事業者に対して、必要な情報を提供するとともに財政支援を行うこと』

\* 家庭と仕事の両立支援など、男女共同参画の最も重要となる課題が職場の問題です。特に民間企業においては、依然として男女間で給与や昇給といった待遇面で格差が存在します。女性の育児休業の取得など、制度としては整いつつありますが、復職後の身分保障もあわせ、不利な状況が多く、男性の育児休業制度も、制度があるにも関わらず、復職後の身分保障の不安からほとんど活用されていないのが現状です。介護休業の制度化もあわせて、休業を取得しやすい体制作りをつくっていくことが重要です。

職場によっては、男女共同参画や人権教育を大切にしているところもあります。休業取得時は皆で支えるという共通認識が大切であり、それには研修等の啓発の場が重要です。また、休業中ばかりでなく、家族での子育てや介護に支障のないように、職場での残業が少なくなるような働きかけなど家庭と仕事の両立支援を積極的に取組む必要があります。このような、積極的改善措置(ポジティブアクション)を定着さ

せるには、職場の長の考え方が重要であり、組織のトップの意識改革も推進すべきです。

このように、男女共同参画を職場において進めていくには、まだ多くが未整備である民間企業に意識を向ける必要があります。中小企業の割合が多い市内の事業所では、経営面から絵に描いた条例に終わらせないためにも、補助金等の財政支援も視野に入れ、これら企業の職場環境や経営方針の改善については、国・県等との連携を図りながら進めていくことが必要です。

また、農業従事者などの1次産業に従事している女性への地位向上をいかに進めていくかも、市が総合的な施策で取り組まなければならない重要な課題です。

そして、「事業者の責務」を設けて、男女共同参画の推進に努めることを明記することも必要です。

## (6) 教育現場における取組み

『学校教育をはじめあらゆる教育の場で、人権意識の向上と男女共同参画社会へ向けた取り組みをすること』

\* 今後の社会を担う青少年に関する意識啓発を学校教育でさらに進める必要があります。「若い人は昔と違って男女が協力している」とした意見が多い反面、DVやストーカー事件は増加傾向にあります。子どもの頃から、一人一人に人権尊重を基本とするジェンダー平等(フリー)教育を意識的に行っていく必要があります。また、男女の平等感では学校教育の場が最も平等意識が高かったのですが、将来の社会生活や結婚・育児についての自己責任についても学び、男女共同参画推進の取組みの重要性を認識する教育を行う必要があります。

## (7) 男女間の暴力等をなくす取組み

『DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメントの防止と被害者に対する支援を行うこと』

\* DV事件や発生・相談件数は増加傾向にあり、県の関係機関や民間NPOとも連携をとり、相談体制のみでなく、早期発見や支援の連携体制の充実、シェルター等の救済体制の確立など、出雲市として何に力を入れるべきかを明確にしたうえで取組む必要があります。

## (8) 拠点施設関係の充実

『啓発や研修、相談など男女共同参画のまちづくりを進めるための市民の拠点となる関係施設の充実に努めること』

\* 市女性センターや平田ふれんどりーハウス等、女性相談や市民の窓口となる関係施設については、それぞれの役割を明確にしたうえで、市民、行政が連携して各施設を拠点に事業の推進を行う必要があります。特に、施設の存在自体を知らない、活用したことがないという声を多く聞いたので、DV被害者が一人で悩んでいるという状況をなくすため、施設のPRを積極的に行う必要があります。

### 3. その他

#### (1) 市民からの苦情対応

『施策の推進について、市民からの苦情処理機関を、行政当局ではなく第3者機関で設置すること』

\*単なる苦情の窓口ではなく、市民からの苦情対応機関の設置を行う必要があります。市政への苦情に対しては、平成13年度に市役所内に設置された男女共同参画アドバイザー制度を更に進め、市当局ではなく、第3者機関をもって対応する事が重要です。

#### (2) 積極的改善措置(ポジティブアクション)

『あらゆる分野で男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、登用等の機会を積極的に提供すること』

\*市の審議会等の委員を選ぶ際、一方の性が40%を下らないようにするなど、あらゆる場で積極的な改善を行う必要があります

#### (3) 市の責務の明記

『事業主に対する定期的な報告聴取、調査、指導等をおこなうこと。また、相談業務を充実するとともに、DV被害者に対する支援や父子・母子家庭支援、育児支援などを行うこと』

\*性別の労働者数、管理職の割合、賃金等の処遇、産休等の取得状況、セクハラ対策、積極的差別是正措置の有無・内容・今後の導入予定などを項目とした、定期的な調査・指導を行う必要があります。

『財政上の措置を講ずること』

\*市が本気で取り組むことを示すには、予算措置の明記が不可欠です。

#### (4) 推進体制

『市民と行政が協働した推進体制と、市の関係機関が一体となった施策推進の体制整備を行うこと』

\*市民と行政が役割を分担しながら、かつ協働して取り組む推進体制をつくりあげるとともに、行政内部において各関係機関が一体となって諸課題に取り組む推進体制を整える必要があります。

## 終わりに

旧条例等の良き伝統を受け継ぎ、公募を含めた20人の委員がそれぞれの立場で、活発で真摯な協議を重ねてきました。

委員全員の共通した思いは、合併前の男女共同参画の取組みを踏まえ、アンケート調査や公聴会で出された市民の声を大切にし、新出雲市にふさわしい条例が生まれることです。

特に、職域では様々な法を最大限に活かし、男女が安心して家庭と仕事の両立が図れる支援を具体化することが重要と考えます。一部地域では、まだ前近代的な慣習やしきたりが残っており、男女共同参画が思うように進んでいない現状を踏まえ、出雲らしさを大切にしながら市民一人一人が個性と能力を発揮できる積極的な取組みが必要と考えました。

そして、この条例を実効あるものにするために、旧出雲市で取り組まれてきました、総合的な推進体制の整備及び必要な予算的措置と政策・方針決定への女性の参画を継続し、一層推進していただきたいと考えます。

出雲で「男女共同参画社会って何」というテーマで講演された津村明子氏（当時大阪府立女性総合センター館長）は、「男は仕事、女は家庭」「男が責任ある立場、女は補助的」という今までの男性中心社会から、経済的自立、精神的自立、身辺自立した男女が社会のあらゆる場に対等に参画し、助け合っていくことがこれから目指す男女共同参画社会だと強調され、いろんな組織で、まとめたりリードしている女性が自信と責任をもって活動されることにエールをおくられました。

21世紀は、人権の世紀だと言われています。今後制定される条例が、15万市民に受け入れられ、夢と希望のもてるものになることを切に望みます。

# 資料

市 活 第 1 5 7 号  
平成 17 年(2005)8 月 5 日

出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会  
会長 福 澤 陽一郎 様

出雲市長 西 尾 理 弘

## 諮 問 書

『男性も、女性も、誰もが一人の「ひと」として、自分らしくいきいきと生きていくことのできる社会 ～男女共同参画社会～』

男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国の最重要課題と位置づけられており、本市においても男女共同参画の推進を市の重要な施策として掲げています。

具体的な取り組みについては、これまで旧市町単位で進められてきましたが、合併により新出雲市が誕生し、新市が一体となった各種施策の推進が求められています。

市では、男女共同参画を推進していくうえで基本となる新たな条例を、市民参画のもとで、市民の皆様の幅広い意見を反映しながら、速やかに制定したいと考えています。

つきましては、市民総結集のまちづくりに向けたこの条例(案)を作成するにあたり意見を求めます。

## 出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会委員 名簿

氏 名	性別	摘 要	備 考
浅津美保子	女	神門地区男女共同参画推進委員会代表	
池田晴久	男	旧大社町男女共同参画懇話会代表	
石橋セツ子	女	連合島根出雲地域協議会代表	
射場かよ子	女	弁護士	
江角 誠	男	自営業	
大谷民子	女	平田ふれんどリーハウス館長	副会長
小村美恵子	女	JAいずも女性部自立部会代表	
木元典子	女	自営業	
杉原周太	男	出雲市同和教育啓発指導員	
須藤愛子	女	出雲女性フォーラム代表	
中尾利津子	女	湖陵まちづくり女性の会会員	
永見隆志	男	旧佐田町地域振興協議会事務局長	
柳楽利子	女	多伎町男女共同参画推進実行委員会 会長	
福澤陽一郎	男	島根県立看護短期大学教授	会長
藤原登美恵	女	旧出雲市男女共同参画推進委員	
三原康弘	男	自営業	
持田和枝	女	市コミュニティセンター長会代表	
安住文雄	男	旧平田市男女共同参画検討委員会委員	
山崎裕二	男	小中学校校長会代表(市教育研究会)	
渡部文子	女	出雲市商工会議所女性会代表	

(敬称略:50音順)



## 懇話会等の開催状況

開催日時	会議名	会場	内容
8月 5日(金) 13:30 ~ 15:30	第1回懇話会	出雲市役所	委嘱状交付、正副会長選出、諮問、協議
8月31日(水) 10:00 ~ 12:00	第2回懇話会	出雲市役所	協議
9月16日(金) 19:00 ~ 21:00	出雲東部公聴会	今市コミュニティーセンター	市民意見公聴会
9月17日(土) 14:00 ~ 16:00	平田地区公聴会	平田学習館(平田図書館2階)	市民意見公聴会
9月17日(土) 19:00 ~ 21:00	佐田地区公聴会	佐田中央公民館	市民意見公聴会
9月20日(火) 19:00 ~ 21:00	多伎地区公聴会	多伎中央公民館	市民意見公聴会
9月21日(水) 19:00 ~ 21:00	湖陵地区公聴会	湖陵中央公民館	市民意見公聴会
9月22日(木) 19:00 ~ 21:00	大社地区公聴会	サンプラザ大社	市民意見公聴会
9月24日(土) 14:00 ~ 16:00	出雲西部地区公聴会	神門コミュニティーセンター	市民意見公聴会
10月6日(木) 15:00 ~ 17:00	第3回懇話会	出雲科学館	協議
10月20日(木) 13:30 ~ 15:30	第4回懇話会	出雲交流会館	協議
11月2日(水) 10:00 ~ 12:00	第5回懇話会	出雲市役所	協議